

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律に基づく政省令に規定する内容(案)

## 1. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案の概要

### (1) 特定用途(法第20条第1項関係)

改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号。以下「法」という。)第20条第1項に規定する特定建物の新設に関する届出義務の対象要件の一つである、自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの(以下「特定用途」という。)は、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場とする。

### (2) 特定建物の設置者等に対する報告の徴収

特定建物の設置者について(法第28条第1項関係)

都道府県知事は、特定建物(法第20条第1項に規定する特定建物をいう。以下同じ。)を設置する者に対し、当該特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための配慮の状況に関し報告を求めることができることとする。

特定建物で事業を行う者について(法第28条第2項関係)

都道府県知事は、特定建物において特定用途に係る事業を行う者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができることとする。

- ・ 当該事業の開始日
- ・ 当該事業の内容
- ・ 当該事業を行う特定用途に供する部分の延べ面積及び位置に関する事項
- ・ 当該事業を行う者の事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための配慮に関する事項

### (3) 周辺地域内自動車の台数(法第36条第1項第1号関係)

指定地区(法第36条第3項に規定する指定地区をいう。以下同じ。)において運行する周辺地域内自動車(法第36条第1項に規定する周辺地域内自動車をいう。以下同じ。)の排出抑制に関する計画作成義務(法第36条第1項)の対象要件の一つである、一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する周辺地域内自動車の使用台数は、30台とする。

### (4) 周辺地域内事業者等に対する報告の徴収及び立入検査

対象自動車を使用する事業者について(法第41条第1項関係)

- ・ 都道府県知事等が、対象自動車(法第33条に規定する対象自動車をいう。以下同じ。)を使用する事業者に対して報告させることができる内容を、当該都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車の台数とする。

- ・ 都道府県知事等が、その職員に、対象自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、検査させることができる対象を、当該対象自動車及びその関連施設並びに関係帳簿書類とする。

周辺地域内自動車を使用する事業者について（法第41条第3項関係）

- ・ 都道府県知事等が、周辺地域内自動車を使用する事業者に対して報告させることができる内容を、当該都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する周辺地域内自動車の台数及び周辺地域内自動車を指定地区内において運行する回数とする。
- ・ 都道府県知事等が、その職員に、周辺地域内自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、検査させることができる対象を、当該周辺地域内自動車及びその関連施設並びに関係帳簿書類とする。

周辺地域内事業者について（法第41条第4項関係）

- ・ 都道府県知事等が、周辺地域内事業者（法第37条に規定する周辺地域内事業者をいう。以下同じ。）に対して報告させることができる内容を、指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であって周辺地域内自動車に係るものの抑制の実施の状況とする。
- ・ 都道府県知事等が、その職員に、周辺地域内事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、検査させることができる対象を、周辺地域内自動車及びその関連施設並びに関係帳簿書類とする。

#### （5）権限の委任（法第44条第2項及び第3項関係）

指定地区における周辺地域内自動車に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るための措置等に関する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長又は運輸監理部長若しくは運輸支局長に委任することとする。

## 2．自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要

#### （1）特定建物の新設に関する届出の方法（法第20条第1項関係）

特定建物の新設に関する届出は、当該新設をする者がするものとし、その者が二人以上である場合には、これらの者の全部又は一部が共同してすることができることとする。

#### （2）特定建物の新設に関する届出事項

自動車の駐車のための施設の配置に関する事項（法第20条第1項第6号関係）

自動車の駐車のための施設の配置に関する事項として届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

- ・ 駐車場の位置及び収容台数
- ・ 荷さばき施設の位置及び面積

自動車排出窒素酸化物等の総量の予測の算定方法（法第20条第1項第7号）

特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の総量の予測の算定方法は、一年当たりの自動車の予測来場台数に、自動車一台当たりの窒素酸化物重点対策地区等内の走行距離に自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるグラムで表した平均的な窒素酸化物等の量に乗じて得た数に乗じることにより算定するものとする。

届出への添付書類（法第20条第2項関係）

届出に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- ・ 個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ・ 特定建物の位置及び当該特定建物内の特定部分の配置を示す図面
- ・ 必要な駐車場の収容台数を算出するための自動車の来場台数等の予測の結果及びその算出根拠
- ・ 駐車場の自動車の出入口の形式又は自動車の方向別来場台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- ・ 自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- ・ 荷さばき施設において物品の搬出入を行う自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

軽微な変更（法第23条第2項ただし書き関係）

届出が不要な軽微な変更は、一時的な変更又は次の各号に掲げるものとする。

- ・ 特定建物の新設をする日の繰下げを行うもの
- ・ 都道府県知事が法第二十四条第四項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、特定建物の新設をする日の繰上げを行うもの
- ・ 特定建物の特定部分の延べ面積の合計を減少させるもの

その他

各届出書の様式を定めることとする。

### 3. 自動車運送事業者等以外に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令案等の概要

#### （1）周辺地域内自動車を使用する事業者による計画の提出等（法第36条第1項関係）

計画の内容及び計画期間

計画の提出は、アからウまでに掲げる事項、及びエからキまでに掲げる事項のうち周辺地域内事業者が実施することとして選択した措置に係るものにつき定められた計画を、1年から5年程度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならないこととする。

ア 周辺地域内事業者の氏名又は名称及び周辺地域内自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県における主たる事業場の所在地

イ 事業の概要

ウ 事業場別の周辺地域内自動車の状況

エ 指定地区内において運行する周辺地域内自動車の低公害車等への代替に関する計画

オ 指定地区内において運行する周辺地域内自動車に対する排出ガス低減装置の装着に関する計画

カ 周辺地域内自動車の指定地区内における適正運転の実施等に関する計画

キ 周辺地域内自動車の指定地区内における走行量の削減のための措置に関する計画

計画の目標年次

計画の目標年次は、計画期間が満了する年次とする。

計画の提出方法

計画の提出は、周辺地域内事業者に該当することとなった日又は計画期間が満

了した日から3ヶ月以内に、正本にその写しを添えてしなければならないこととする。

## (2) 定期の報告（法第37条関係）

### 定期の報告の内容

報告の内容は、前年度におけるアに掲げる事項、及びイからオまでに掲げる事項のうち周辺地域内事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とする。

ア 事業場別の周辺地域内自動車の状況

イ 指定地区内において運行する周辺地域内自動車の低公害車等への代替の状況

ウ 指定地区内において運行する周辺地域内自動車に対する排出ガス低減装置の装着の状況

エ 周辺地域内自動車の指定地区内における適正運転の実施等の状況

オ 周辺地域内自動車の指定地区内における走行量の削減のための措置の状況

### 定期の報告の期限等

定期の報告は、毎年6月30日までに、正本にその写しを添えてしなければならないこととする。

## (3) 立入検査の身分証明書（法第41条第5項関係）

立入検査の身分証明書の様式を定めることとする。

## (4) その他（自動車運送事業者等のみ）

自動車運送事業者等による計画の提出及び報告は、運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、地方運輸局長に行うこととする。

## 4. 周辺地域内自動車の指定地区内における運行回数の算定方法等を定める命令案の概要（法第36条第1項第2号関係）

### (1) 運行回数の算定方法

法第36条第1項第2号の主務省令で定める周辺地域内自動車を指定地区内において運行する回数は、算定期間において当該周辺地域内自動車を指定地区に進入させる回数とし、指定地区ごとに算定するものとする。

なお、「算定期間」とは、周辺地域内自動車を使用する事業者が法第36条第1項第1号の要件に該当することとなった日の属する月の翌月の初日から一年ごとに区分した各期間をいう。

### (2) 周辺地域内自動車の運行回数

指定地区内において運行する周辺地域内自動車の排出抑制に関する計画作成義務（法第36条第1項）の対象要件の一つである、一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する周辺地域内自動車を指定地区内において運行する回数は、300回とする。

## 5. 施行期日

改正法令の施行期日は、平成20年1月1日とする。